

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例を 改正しました (平成27年4月1日施行)

改正の 概要

今回の改正で、「地域の実情に応じた犯罪抑止活動の促進」「高齢者、障害者、子ども、女性等の犯罪弱者の犯罪抑止対策の推進」「特殊詐欺を事業者や家族など周囲の人の協力により水際で防止する対策の推進」の取組を一層強化し、犯罪のない安全・安心な滋賀の実現に向けて、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動を展開します。

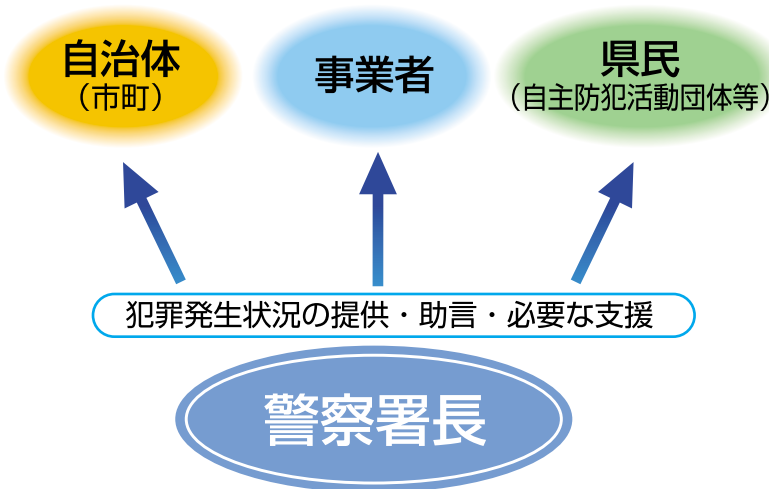
改正の ポイント

- 地域の実情に応じた防犯活動の推進
- 高齢者等の犯罪弱者に対する犯罪被害防止の取組の推進
- 特殊詐欺被害防止の取組の推進



地域における防犯活動を推進します

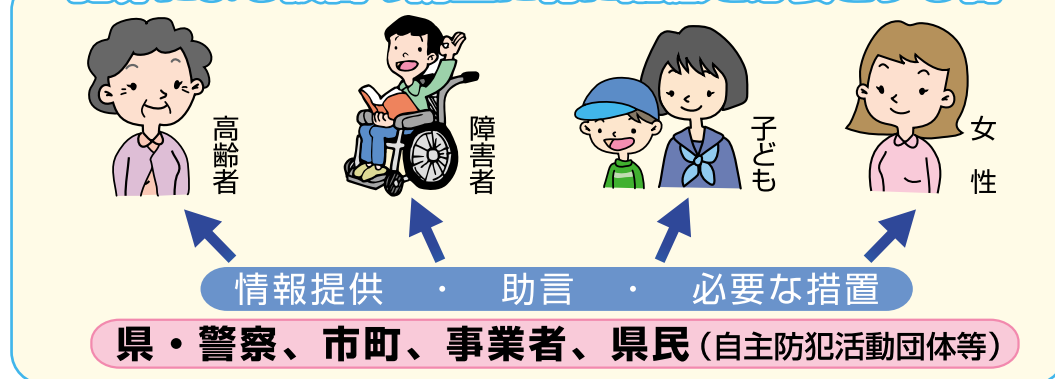
警察署長は、地域の実情に応じた防犯活動を促進するため、市町や県民等に対して、その管轄区域内の犯罪の発生状況等の情報の提供等の支援を行います。



高齢者等の犯罪弱者を犯罪被害から守ります

県・警察、市町、事業者、県民等は連携して、高齢者、障害者、子ども、女性等の犯罪弱者が犯罪被害を受けないようにするため、情報の提供などを行います。

犯罪による被害の防止に特に配慮を必要とする者



特殊詐欺（振り込め詐欺等）の被害を防止します

金融機関や宅配業者、携帯音声通信事業者等の事業者は、その業務が特殊詐欺に利用されないよう必要な措置をします。



金融機関



宅配業者



携帯音声
通信事業者

努力義務



特殊詐欺に
利用されないための
必要な措置

特殊詐欺被害防止に関する指針

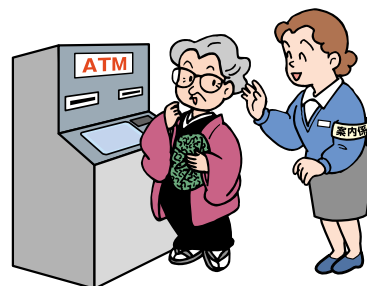
県民の取組

- 1 家族間で「合い言葉」を決めておくなど、特殊詐欺の被害防止について関心を持ちましょう。
- 2 不審な料金請求や保証金の要求など特殊詐欺の手段と思われる電子メール、電話、郵便物等を受けたときは、一人で判断せず、家族や身近な人または警察等の相談機関に相談しましょう。
- 3 レターパックや宅配便を用いた現金の送付の要求には応じないようにしましょう。
- 4 地域における特殊詐欺防止の講習、見守り活動による住民同士の注意喚起を行うなど、地域ぐるみで防止の機運を高めましょう。



事業者の取組

- 1 特殊詐欺の被害防止に関する県、市町等による施策および県民等による自主的な防犯活動に協力しましょう。
- 2 業務が特殊詐欺の手段に利用されることを防止するため、対応マニュアル等を作成しましょう。
- 3 特殊詐欺の被害抑止のための顧客等への声かけなどの従業員の教育・訓練を行いましょう。
- 4 事業所へのポスターの掲示やホームページによる情報発信など、特殊詐欺防止の広報啓発を行いましょう。
- 5 金融機関は、現金自動預払機（ATM）の設置を委託する業者に対して、被害防止に必要な情報を提供し、利用者に対する注意喚起を要請しましょう。



通報等

- 1 県民等は、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある言動をする人を発見したときは、警察や事業者へ通報しましょう。
- 2 事業者は、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある人や特殊詐欺を行っていると思われる人を発見したときは、警察へ通報する等の適切な措置をとりましょう。



• お問い合わせ先 •

県民活動生活課（安全なまちづくり担当） ☎ 077-528-3414

🌐 <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/anzen/sisin/index.html>